

(公示案 2 : 県外の者)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
なまこ漁業	中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 10 月 7 日から同年 10 月 14 日まで

3 許可の有効期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。